

3 早期再就職支援等助成金

(3) 中途採用拡大コース

雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第3号及び第6号並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の4及び第102条の5の規定に基づく早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）の支給については、「第1 共通要領」に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

0100 趣旨	0504a 中途採用計画届等の変更・取下げ (共通)
0101 趣旨	
0200 定義	0600 中途採用計画届等の確認
0201 申請事業主	0601a 支給対象事業主に該当することの 確認 (共通)
0202 中途採用者	0602a 中途採用計画の確認 (共通)
0203 中途採用率	
0204 雇用管理制度	
0205 正規雇用労働者	0700 支給申請
0206 毎月決まって支払われる賃金	0701a 支給申請の期限 (共通)
	0702a 支給申請書等 (共通)
0300 支給要件	0702b 支給申請書等 (45歳以上の中途採用 率の拡大)
0301a 支給対象者 (共通)	0703a 支給申請書の受理 (共通)
0301b 45歳以上支給対象者 (45歳以上の 中途採用率の拡大)	
0302a 支給対象措置 (共通)	0800 支給要件の確認
0302b 支給対象措置 (45歳以上の中途採 用率の拡大)	0801a 支給対象者に確認することの確認 (共通)
0303a 支給対象事業主 (共通)	0801b 45歳以上支給対象者に該当するこ との確認 (45歳以上の中途採用率の 拡大)
0304a 中途採用計画 (共通)	0802a 支給対象措置に該当することの確認 (共通)
0305 併給調整	0802b 支給対象措置に該当することの確認 (45歳以上の中途採用率の拡 大)
0400 支給額	0803a 支給対象事業主に該当することの 確認 (共通)
0401a 支給額 (共通)	
0401b 支給額 (45歳以上の中途採用率の 拡大)	
0500 中途採用計画届等の提出	0900 支給決定
0501a 中途採用計画届等の提出期限 (共 通)	0901 支給決定通知認 (共通)
0502a 中途採用計画届等 (共通)	0902 支給決定取消通知
0503a 中途採用計画届等の受理 (共通)	0903 支給決定台帳への記入及び書類の保管

1000 委任

1001 公共職業安定所長への業務の委任

1100 附則

1101 施行期日

1102 経過措置

a=共通の要件

b=「45歳以上の中途採用率の拡大」にのみ適用される要件

0100 趣旨

0101 趣旨

早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）（以下「中途採用拡大コース」という。）は、これまで労働者の採用を新規学校卒業者中心に行ってきた事業主が、中途採用者の人事評価、賃金、処遇等の制度を整備した上で、①採用者に占める中途採用者の割合の拡大（以下「中途採用率の拡大」という。）又は②中途採用率を拡大するとともに、45歳以上の労働者を一定数以上雇い入れ、賃金を上昇させる（以下「45歳以上の中途採用率の拡大」という。）ことを通じて中途採用の拡大等を図った場合に当該事業主に対して助成を行うものである。

0200 定義

0201 申請事業主

本要領における「申請事業主」とは、中途採用拡大コースの支給を受けるため、支給申請を行う雇用保険適用事業所（以下「申請事業所」という。）の事業主をいう。

0202 中途採用者

本要領における「中途採用者」とは、申請事業主において、職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）第35条第2項に規定する新規学卒者又はこれに準ずる者（新規学卒者と同様の採用や採用後の研修・処遇の枠組みで採用された者）（以下「新規学卒者等」という。）以外で雇い入れられた者をいう。

0203 中途採用率

本要領における「中途採用率」とは、一定の期間内において一般被保険者等（雇用保険法第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者又は雇用保険法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者をいう。以下同じ。）かつ期間の定めのない労働契約を締結する労働者（パートタイム労働者を除く。）として雇い入れられた者のうち0301aの支給対象者の割合（以下「中途採用率（計画期間前）」という。）及び0304aに定める期間（以下「計画期間」という。）において一般被保険者等かつ期間の定めのない労働契約を締結する労働者（パートタイム労働者を除く。）として雇い入れられた者のうち0301aの支給対象者の割合（以下「中途採用率（計画期間中）」という。）をいい、それぞれ以下の計算式により算定する。なお、イの「計画期間前」については、「計画期間の初日の前日から起算して3年前の日から当該計画期間の初日の前日までの期間」とし、「支給対象者」については0301aの「支給対象者」中、「計画期間」を「計画期間の初日の前日から起算して3年前の日から当該計画期間の初日の前日までの期間」に読み替えて準用する。

イ 中途採用率（計画期間前）

$$\frac{\text{計画期間前に雇い入れた「支給対象者」数}}{\text{計画期間前に雇い入れた一般被保険者数} + \text{高年齢被保険者数}} \times 100$$

（期間の定めのない労働契約を締結する労働者（パートタイム労働者を除く。）に限る。）

ロ 中途採用率（計画期間中）

計画期間中に雇い入れた一般被保険者等（期間の定めのない労働契約を締結する労働者（パートタイム労働者を除く。）に限る。）の人数が50人以上である場合、当該中途採用率（計画期間中）は、0301aの支給対象者が10人を超える分については、支給対象者1人を2人分に換算して算定する。

(イ) 計画期間中に雇い入れた者が50人未満である場合

$$\frac{\text{計画期間中に雇い入れた0301aの「支給対象者」数}}{\text{計画期間中に雇い入れた一般被保険者数} + \text{高年齢被保険者数}} \times 100$$

(期間の定めのない労働契約を締結する労働者（パートタイム労働者を除く。）に限る。)

(ロ) 計画期間中に雇い入れた者が50人以上の場合

$$\frac{10人 + [(\text{計画期間中に雇い入れた0301aの「支給対象者」数} - 10人) \times 2]}{\text{計画期間中に雇い入れた一般被保険者数} + \text{高年齢被保険者数}} \times 100$$

(期間の定めのない労働契約を締結する労働者（パートタイム労働者を除く。）に限る。)

なお、「パートタイム労働者」とは、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短い労働者であって、雇用保険被保険者データにおける雇用形態が「3」（パートタイム）の者をいう。

0204 雇用管理制度

本要領における「雇用管理制度」とは、労働時間・休日、雇用契約期間、評価・処遇制度（人事評価、賃金、昇格、異動、転勤等の仕組みをいう。）等をいう。

0205 正規雇用労働者

本要領における「正規雇用労働者」とは、基本的には「いわゆる正規型の労働者」を指し、社会通念に従い、当該労働者の雇用形態、賃金体系等（例えば、労働契約の期間の定めがなく、長期雇用を前提とした待遇を受けるものであるが、賃金の主たる部分の支給形態、賞与、退職金、定期的な昇給または昇格の有無）を総合的に勘案して判断される。

0206 毎月決まって支払われる賃金

イ 本要領における「毎月決まって支払われる賃金」とは、時間外手当及び休日手当を除いた、毎月決まって支払われる基本給及び諸手当をいう（労働協約、就業規則又は労働契約において明示されているものに限る。）。

諸手当に含むか否かについては以下による。

(イ) 諸手当に含むもの。

a 労働と直接的な関係が認められ、労働者の個人的事情とは関係なく支給される手当（役職手当、資格手当、資格ではないが労働者の一定の能力に対する手当等）。

(ロ) 諸手当に含まないもの。

a 月ごとに支払われるか否かが変動するような手当（時間外手当（固定残業代を含む）、休日手当、夜勤手当、出張手当、精皆勤手当、報奨金等）

b 労働と直接的な関係が薄く、当該労働者の個人的事情により支給される手当（家族手当（扶養手当）、通勤手当、別居手当、子女教育手当、皆勤手当、住宅手当等）

(ハ) 上記(イ)、(ロ)で挙げた手当以外の手当については、手当の名称に関わらず実態により判

断するものとする。

ただし、諸手当に含むか否かについては、手当の名称にかかわらず実態により判断することとし、上記(イ)に挙げた手当であっても、月ごとに支払われるか否かが変動するような手当と認められる場合は諸手当から除外し、上記(ロ)に挙げた手当であっても、例えば以下のように、月ごとに支払われるか否かが変動しないような手当は諸手当に含めることとする。

a 扶養家族の有無、家族の人数に関係なく労働者全員に対して一律に定額で支給する家族手当。

b 通勤に要した費用や通勤距離に関係なく労働者全員に対して一律に定額で支給する通勤手当。

c 住宅の形態（賃貸・持家）ごとに労働者全員に対して一律に定額で支給する住宅手当。

ロ 試用期間中の毎月決まって支払われる賃金が、試用期間後の賃金よりも低く設定されている場合、試用期間終了後に初めて到来する試用期間後の労働条件による賃金支払い日の毎月決まって支払われる賃金を対象とすることができる。

ハ 対象者の賃金が時給や日給、出来高払い等でありその月ごとに賃金が増減する場合には、原則として、実際に支払われた賃金を比較すること。

ただし、毎月決まって支払われる賃金について、当該賃金の算定の対象となる期間の労働日数が著しく少ない等、比較を行うことが適切ではない場合には、「労働日に通常支払われる賃金の額」に「所定労働日数」を乗じ、毎月決まって支払われる諸手当（時間外手当及び休日手当を除く。）を足し合わせ毎月決まって支払われる賃金を算出し、比較すること。

(イ) 労働日に通常支払われる賃金の額

該当月における時間外、休日及び深夜の割増賃金の算定の基礎となる時間当たりの賃金の額に、対象者の1日所定労働時間（雇用契約書や就業規則上で定められた時間）を乗じて得た額をいう。

ただし、時間外、休日及び深夜の割増賃金の算定の基礎となる時間当たりの賃金の額が明確に定められていない場合は、該当月において、労働基準法（昭和22年法律第49号）第37条第5項及び労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第21条の規定に基づき、家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、臨時に支払われた賃金及び1か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除いて次により算定した額に、1日の「所定労働時間数」（雇用契約書や就業規則上で定められた時間）を乗じて得た額を、「労働日に通常支払われる賃金の額」とする。

a 時間によって定められた賃金

その金額

b 日によって定められた賃金

その金額を1日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には、1週間における1日平均労働時間数）で除して得た金額

c 週によって定められた賃金

その金額を週における所定労働時間数（週によって所定労働時間数が異なる場

合には、4週間における1週平均所定労働時間数)で除して得た金額

d 月によって定められた賃金(休日手当その他aからc及びeからgまでに掲げる賃金以外の賃金を含む。)

その金額を月における所定労働時間数(月によって所定労働時間数が異なる場合には、1年間における1月平均所定労働時間数)で除して得た金額

e 月、週以外の一定の期間によって定められた賃金

前各号に準じて算定した金額

f 出来高払い制その他の請負制によって定められた賃金

算定期間(賃金締切日がある場合には、賃金締切期間。以下同じ。)において出来高払い制その他の請負制によって計算された賃金の総額を当該賃金算定期間における総労働時間数で除して得た金額

g 前各号の賃金の2以上からなる賃金

その部分について前各号によってそれぞれ算定した金額の合計額

(ロ) 所定労働日数

該当月における雇用契約書や就業規則上で定められた所定労働日数をいう。

0300 支給要件

0301a 支給対象者(共通)

中途採用拡大コースの支給対象とする者(以下「支給対象者」という。)は、次のイ～ハのいずれにも該当する者(以下「対象中途採用者」という。)であって、計画期間中に雇い入れられた、次のニ及びホに該当する者とする。

イ 申請事業所において、中途採用者として雇い入れられる者であること。

ロ 一般被保険者等として雇い入れられる者であること。

ハ 期間の定めのない労働契約を締結する労働者(パートタイム労働者を除く。)として雇い入れられる者であること。

なお、期間の定めのある労働契約で雇い入れられる者、期間の定めのある労働契約から期間の定めのない労働契約に切り換えられる者及び紹介予定派遣後に雇い入れられる者はこれに該当しない。

ニ 雇入れ日の前日から起算して1年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日において、雇用関係、出向、派遣、請負又は委任により申請事業主の事業所において就労したことがない者であること。

ホ 雇入れ日の前日から起算して1年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日において、申請事業主との関係が次の(イ)～(ハ)のいずれかに該当する事業主に雇用されていた者でないこと。

(イ) 両者が親会社と子会社又はその逆の関係にあること(注:ある事業主の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する他の事業主を「親会社」、当該「ある事業主」を「子会社」とする。)

(ロ) 取締役会の構成員について、両者の代表取締役が同一人物であること又は取締役を兼務しているものがいずれかの取締役会の過半数を占めていること。

(ハ) その他、資本的・経済的・組織的関連性等からみて両者が独立性を認められない

ものであること。

0301b 45歳以上支給対象者（45歳以上の中途採用率の拡大）

0301aに該当する者であって雇入れ日における年齢が45歳以上の者であること。

0302a 支給対象措置（共通）

中途採用拡大コースは、次のイ～トを満たすことのほか、中途採用率の拡大については0303aを満たす事業主、45歳以上の中途採用率の拡大については0302bの措置をとった0303aを満たす事業主に対して支給するものとする。

イ 対象中途採用者に適用される雇用管理制度を整備するための計画を策定し、計画期間中に当該制度を整備すること。

ロ 中途採用者の採用拡大の取組に係る0304aを満たす計画（以下「中途採用計画」という。）を策定し、計画期間中に達成すること。

ハ 中途採用計画に関するものを含め、中途採用拡大コースの支給要件を満たすことの確認を求めるための各種申請書類を、支給対象者を雇い入れた事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「管轄労働局長」という。）に提出していること。

ニ 支給対象者を、支給申請日までに事業主都合で解雇等（退職勧奨を含む。）していないこと。

なお、解雇等とは、労働者の責めに帰すべき理由による解雇等（事業主からの申出（各支給対象期間の支給申請期限内に支給申請書の提出を行った場合であって、支給決定を受けるまでに申出を行うもの又は不支給決定後1ヶ月以内に申出を行うものに限る。）があり、かつ、雇用保険の給付制限に係る離職理由について重責解雇の認定を受けていないものの、事業主や離職者以外の第三者からの聴取や客観的証拠の確認によって重責解雇に該当するもの（以下「重責解雇に該当する離職」という。）を含む。）、天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇以外の解雇に退職勧奨等を加えたものであって、雇用保険被保険者資格喪失の確認の際に喪失原因が「3」と判断されるものである（以下0303aハにおいて同じ。）。)

また、支給対象者を、支給申請日の翌日以降支給決定日までに事業主都合で解雇等（退職勧奨を含む。）をしていた場合は支給対象とならない。

ホ 計画期間中に、支給対象者を2人以上雇い入れること。

ヘ 計画期間中における中途採用率（計画期間中）から、計画期間の初日の前日から起算して3年前の日から当該前日までの期間における中途採用率（計画期間前）を減じた値（以下「中途採用率拡大目標値」という。）を20ポイント以上とすること。

ト 支給対象者のうち、雇入れ日から起算して6か月を経過する日までに離職した者の割合が20%未満であること。

0302b 支給対象措置（45歳以上の中途採用率の拡大）

0302aの措置に加えて、次のイ～ロのいずれにも該当する措置を講じること。

イ 計画期間中に雇入れた支給対象者のうち45歳以上支給対象者（支給対象者と同一者でも可）について、45歳以上中途採用率（計画期間中）から45歳以上中途採用率（計画期間前）を減じた値（以下「45歳以上中途採用率拡大目標値」という。）を10ポイント以上とすること。ただし、(イ)の「45歳以上支給対象者」については、0301a中

「計画期間」とあるのは「0304aに定める期間の初日の前日から起算して3年前の日から当該計画期間の初日の前日までの期間」と読み替えることとする。

45歳以上中途採用率拡大目標値 = { (ロ) 45歳以上中途採用率 (計画期間中) - (イ) 45歳以上中途採用率 (計画期間前) }

(イ) 45歳以上中途採用率 (計画期間前)

$$\frac{\text{計画期間前に雇い入れた0301aの「45歳以上支給対象者」数}}{\text{計画期間前に雇い入れた一般被保険者数+高年齢被保険者数}} \times 100$$

(期間の定めのない労働契約を締結する労働者 (パートタイム労働者を除く。)に限る。)

(ロ) 45歳以上中途採用率 (計画期間中)

$$\frac{\text{計画期間中に雇い入れた0301aの「45歳以上支給対象者」数}}{\text{計画期間中に雇い入れた一般被保険者数+高年齢被保険者数}} \times 100$$

(期間の定めのない労働契約を締結する労働者 (パートタイム労働者を除く。)に限る。)

ロ 45歳以上支給対象者の雇入れ前に雇用されていた直近の事業所における離職前6か月間のいずれかの賃金支払日に支払われた一の毎月決まって支払われる賃金 (以下「雇入れ前の賃金」という。)と、当該45歳以上支給対象者の雇入れ後 (0206ロに該当する場合は、試用期間終了後。以下同じ。)、6か月間の全ての賃金支払日に支払われた毎月決まって支払われる賃金とを比較して5%以上上昇させていること。

ただし、毎月決まって支払われる賃金を上昇させた後、合理的な理由なく引き下げる場合及び合理的な理由なく賃金以外の諸手当等の額を引き下げ、賃金の額を引き上げる場合は賃金を上昇させているものとして認められない。

また、45歳以上支給対象者の雇入れ前の賃金について、本人の同意が取れないこと等により0702bイのいずれの書類によっても把握することができない場合は、次によって算出した額 (小数点以下切り上げ) を雇入れ前の賃金として用いることができることとする。

$$\left(\begin{array}{l} \text{従事する職種と同種} \\ \text{の業務に従事する一般} \\ \text{労働者の賃金 (時給) ※1} \end{array} \right) \times (\text{都道府県別地域指数 ※2}) \times \frac{52 \times 40}{12}$$

※1 支給申請書提出日の属する年度に適用される「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額 (時給換算)」 (厚生労働省職業安定局長通達「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃

金の額」等について」（以下「平均賃金通達」という。）別添2）のうち、45歳以上支給対象者が従事する職種の「基準値に能力・経験調整指数を乗じた値」欄が「10年」の金額

- ※2 支給申請書提出日の属する年度に適用される「職業安定業務統計による地域指数」（平均賃金通達別添3）のうち、申請事業所が所在する都道府県における「都道府県別地域指数」の値

0303a 支給対象事業主（共通）

中途採用拡大コースの支給対象とする事業主（以下「支給対象事業主」という。）は、「第1 共通要領」0300を満たすことのほか、常時雇用する労働者の数が300人以内の事業主にあつては次のイ～へ、常時雇用する労働者の数が300人を超える事業主にあつては次のイ～トのいずれにも該当する申請事業主とする。

- イ 支給対象者の雇入れ日から支給申請日までの間において、支給対象者に対する賃金を支払期日までに支払っていること（支払期日を超えて支払っていない場合であっても、支給申請を行うまでに当該賃金を支払った場合は支給対象となる。）。
- ロ 事業所において、次の(イ)～(ハ)の書類を整備、保管している事業主であること（船員法（昭和22年法律第100号）において整備、保管が義務付けられている書類を含む。以下同じ。）。
- (イ) 支給対象者の出勤状況が日ごとに明らかにされた出勤簿、タイムカード又は船員法第67条に定める記録簿等（以下「出勤簿等」という。）の書類
- (ロ) 支給対象者に対して支払われた賃金について基本賃金とその他の諸手当とが明確に区分されて記載された賃金台帳又は船員法第58条の2に定める報酬支払簿（以下「賃金台帳又は船員報酬支払簿」という。）
- (ハ) 離職した労働者（日々雇い入れる者を除く。）の氏名、離職年月日、離職理由等が明らかにされた労働者名簿等の書類
- ハ 中途採用計画に係る0502aの書類の提出の日の前日から起算して6か月前の日から支給申請書の提出日までの間（以下「基準期間」という。）に、当該事業所において雇用する雇用保険被保険者（雇用保険法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除く。）を事業主都合で解雇等（退職勧奨を含む。）していないこと。
- ニ 基準期間に、雇用保険法第23条第1項に規定する「特定受給資格者」となる離職理由のうち離職区分1 A又は3 Aとされる離職理由（0302aニの重責解雇に該当する離職を除く。）により離職した者として受給資格の決定がなされたものの数が、中途採用計画に係る0502aの書類の提出日における雇用保険被保険者数に対して6%を超える事業主でないこと。
- なお、基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定を受けた者の数が3人以下である場合にはこの限りでない。
- ホ 計画期間の初日の前日から起算して3年前の日において、雇用保険適用事業所であること（当該3年前の日において、雇用保険被保険者が存在する事業所であること。）。
- ヘ 計画期間の初日の前日以前に、0302aの措置を講じた（0302aに加え0302bの措置を講じた場合も含む。）ものとして、中途採用拡大コースの支給（平成31年4月1日より前

に提出された中途採用者の採用拡大に関する計画に係る労働移動支援助成金（中途採用拡大コース）の支給又は令和4年12月2日に改正前の支給要領0302b「中途採用率拡大」に係る中途採用拡大コースを含む。）を受けたことがないこと。

ト 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号。以下「労働施策総合推進法」という。）第27条の2第1項の規定により、中途採用により雇い入れられた者の割合を公表する義務を履行している事業主であること。

0304a 中途採用計画（共通）

次のイからハまでのいずれにも該当する計画を定めるものであること。

イ 対象中途採用者に適用される0204の雇用管理制度を整備するものであり、当該雇用管理制度（募集・採用を除く。）が新規学卒者等に適用される制度と同一のものであること。

ただし、次の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当する場合は要件を満たすものと取り扱う。

(イ) 対象中途採用者の採用時の職種が新規学卒者等が従事する職種と異なる場合

(ロ) 新規学卒者等に適用される雇用管理制度が複数ある場合であって、対象中途採用者に適用される雇用管理制度がそのいずれかと同一である場合（例えば、同一職種であっても、通常の社員と地域限定正社員で制度が異なる場合）

なお、計画期間の初日の前日以前に上記に該当する雇用管理制度が整備されている場合には、当該要件を満たすものと取り扱う。

ロ 計画期間における中途採用の拡大について、次の(イ)～(ト)の内容を計画していること。

(イ) 採用予定職種

(ロ) 採用予定者数

(ハ) 採用予定時期

(ニ) 採用目的

(ホ) 配置予定部署・役職

(ヘ) 採用時の評価方法

(ト) 採用後のモデルキャリア

ハ 中途採用計画の期間は、1年とする。

0305 併給調整

中途採用率の拡大又は45歳以上の中途採用率の拡大のいずれの支給要件も満たす場合であっても、それぞれの中途採用計画に重複する期間がある場合、一つしか支給しない。

0400 支給額

0401a 支給額（共通）

イ 支給対象事業主が、0302aの措置を講じた場合の支給額は、50万円とする。

なお、中途採用計画提出日時点において0302bの措置を講じたこととしていたものの、計画期間中に0302aの措置を講じることとどまった場合についても、上記0302aの措置を講じた場合に含む。

0401b 支給額（45歳以上の中途採用率の拡大）

支給対象事業主が、0302bの措置を講じた場合の助成は、100万円とする。

なお、中途採用計画届提出時点において0302aの措置を講じることとしていたものの、計画期間中に0302bの措置を講じた場合については、上記0302bの措置を講じた場合に含まない。

0500 中途採用計画届等の提出

0501a 中途採用計画届等の提出期限（共通）

中途採用拡大コースを受給しようとする事業主は、中途採用計画を作成し、雇用保険適用事業所ごとに、0502aの書類（以下「中途採用計画届等」という。）を、計画期間の初日の前日から起算して6か月前の日から計画期間の初日の前日まで（天災その他当該期日までに提出しなかったことについてやむを得ない理由があるときは、当該理由のやんだ後1か月以内）の間に、管轄労働局長に提出しなければならない。

ただし、計画期間の初日の前日が行政機関の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日）に当たる場合は、翌開庁日を中途採用計画届等の提出期限とみなす。

なお、当該提出については、管轄労働局長の指揮監督する公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）を経由して行うことができる。

0502a 中途採用計画届等（共通）

中途採用計画の届出に必要な書類は次のイ～トのとおりである。

- イ 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）中途採用計画（変更）届（様式第1号）（以下「中途採用計画（変更）届（様式第1号）」という。）（電子申請の場合は中途採用計画届）。以下同じ。）
- ロ 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）中途採用計画（様式第3号）（以下「中途採用計画書（様式第3号）」という。）（電子申請の場合を除く。）
- ハ （計画期間の初日の前日以前に対象中途採用者に適用される雇用管理制度が整備されている場合）次の(i)、(ii)の書類
 - (i) 対象中途採用者に適用される雇用管理制度が確認できる書類（採用規程、就業規則、賃金規程、人事評価規程等）
 - (ii) 新規学卒者等に適用される雇用管理制度が確認できる書類（採用規程、就業規則、賃金規程、人事評価規程等）（対象中途採用者に適用される雇用管理制度と異なる雇用管理制度である場合に限る。）
- ニ 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）中途採用率算定対象一覧（計画期間前）（様式第4号）（以下「中途採用率算定対象一覧（計画期間前）（様式第4号）」という。）（電子申請の場合を除く。）
- ホ 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）対象労働者一覧（以下「対象労働者一覧」という。）（電子申請の場合に限る。）
- ヘ 中途採用により雇い入れられた者の割合が掲載されていることが確認出来る書類（自社ホームページの該当ページの写し等）（常時雇用する労働者の数が300人以内の事業主は除く。）
- ト その他管轄労働局長が必要と認める書類

0503a 中途採用計画届等の受理（共通）

- イ 管轄労働局長は、中途採用計画届等が提出されたときは、提出された書類に記載漏れがないか、必要な資料が添付されているか等の形式的な不備のほか、0600の各事項について確認を行う。
- ロ 中途採用計画届等の記入事項に不備があった場合、管轄労働局長は相当の期間を定めて、事業主に補正を求める。指定された期間内に事業主が補正を行わない場合、管轄労働局長は1か月以内に補正を行うよう書面で求めることができる。事業主が期限までに補正を行わない場合、「第1 共通要領」の0301ハの要件を満たさないものとみなし、当該中途採用計画に係る助成金は支給しない。
- ハ 管轄労働局長は、0600の各事項の確認後、0303及び0304の要件を満たすと判断した場合は、中途採用計画（変更）届（様式第1号）に受理印を押印の上、受理番号を記入し、その写しを送付又は手交（電子申請の場合は雇用関係助成金ポータルにおける計画認定通知により通知）する。
- ニ 管轄労働局長は、0600の確認後、0303及び0304の要件に該当しないと判断した場合は、計画を受理できない旨をその理由とともに早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）中途採用計画（変更）届不受理通知書（様式第2号）（以下「中途採用計画届不受理通知書（様式第2号）」という。）（電子申請の場合は雇用関係助成金ポータルにおける計画届不認定通知）により事業主に通知するものとし、中途採用計画（変更）届（様式第1号）の原本と併せて送付又は手交（電子申請の場合は除く。）するとともに、中途採用計画届不受理通知書（様式第2号）及び中途採用計画（変更）届（様式第1号）の写しを保管する。
- ホ 0504aイのとおり、中途採用計画の内容に変更が生じたときは、遅滞なく中途採用計画（変更）届（様式第1号）（電子申請の場合は中途採用計画変更届）により届け出るよう指導する。

0504a 中途採用計画の変更・取下げ（共通）

- イ 事業主は、中途採用計画（変更）届（様式第1号）又は中途採用計画書（様式第3号）に掲げる事項のうち、次の(イ)又は(ロ)の内容に変更が生じたときは、遅滞なく中途採用計画（変更）届（様式第1号）（電子申請の場合は中途採用計画変更届）及び中途採用計画書（様式第3号）（電子申請の場合は除く）、(イ)の場合はこれに加えて中途採用率算定対象一覧（計画期間前）（様式第4号）（電子申請の場合は対象労働者一覧。以下同じ。）により、その旨を管轄労働局長に届け出なければならない。

なお、当該提出については、管轄労働局長の指揮監督する安定所長を経由して行うことができる。

- (イ) 0304aを満たす中途採用計画に係る中途採用計画届等の提出日以降、計画期間の初日の前日までの間に、新たに雇入れを行ったことにより中途採用率算定対象一覧（計画期間前）（様式第4号）に記載すべき対象労働者に変更が生じた場合
- (ロ) 中途採用計画届等の提出時に提出した中途採用計画書（様式第3号）（電子申請の場合は中途採用計画届）において、計画期間中に整備することとしていた雇用管理制度、各種規程について追加が生じた場合又は整備しなくなった場合

- ロ 管轄労働局長は、記入事項について確認後不備がないと認められる場合には、中途採用計画（変更）届（様式第1号）に受理印を押印の上、その写しを送付又は手交（電子申請の場合は早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）計画変更認定通知により通知）し、計画の変更を受理した旨を事業主に通知する。
- ハ 事業主は、対象中途採用者の雇入れを行わなくなった場合、採用が見込まれないなど中途採用計画の実施が困難になった場合等により中途採用計画届等を取り下げる際には、やむを得ないと認められる場合を除き、0700の支給申請を行う前までに早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）中途採用計画取下げ届（様式第5号）（電子申請の場合は、雇用関係助成金ポータル）により管轄労働局長に届け出なければならない。
- なお、当該届出については、管轄労働局長の指揮監督する安定所長を経由して行うことができる。
- ニ 管轄労働局長は、取下げを行う理由の確認を行った後、計画書の取下げを受理した旨を早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）中途採用計画取下げ届受理通知書（様式第6号）により事業主に通知する。（電子申請の場合は除く。）

0600 中途採用計画届等の確認

0601a 支給対象事業主に該当することの確認（共通）

- イ 中途採用計画届等の提出日の前日から起算して6か月前の日から中途採用計画届等の提出日までの間に、事業主都合による解雇者がおらず、特定受給資格者となる理由による離職が一定以上いないことの確認（0303aハ・ニ関係）
- 中途採用計画（変更）届（様式第1号）の5欄及びハローワークシステム（助成金事務処理）により確認する。
- ロ 計画期間の初日の前日から起算して3年前の日において、雇用保険適用事業所であることの確認（0303aホ関係）
- ハローワークシステム（雇用保険事務処理）により確認する。
- ハ 計画期間の初日の前日から起算して3年前の日から当該計画期間の初日の前日までの期間における0203イにより算定した中途採用率（期間前）が80%以下であることの確認（0302aへ関係）
- 中途採用率算定対象一覧（計画期間前）（様式第4号）及びハローワークシステム（助成金事務処理）の「31620 一般助成金支給要件照会」により確認する。
- ただし、計画期間の初日の前日より前に中途採用計画届等を提出する場合は、計画期間の初日の前日から起算して3年前の日から当該提出日までの期間について確認する。
- なお、対象中途採用者は、ハローワークシステム（助成金事務処理）の「31620 一般助成金支給要件照会」により、雇用形態が「7」（その他）であり、取得原因が「2」（新規取得（その他））であること及び中途採用率算定対象一覧（計画期間前）（様式第4号）の「④採用区分」欄の「中途採用者（B）」に○が付されていることを確認する。
- また、雇用形態が「7」（その他）であり、取得原因が「2」（新規取得（その他））である場合であって、中途採用率算定対象一覧（計画期間前）（様式第4号）の「④採用区分」欄の「新規学卒者等（A）」に○が付されている場合は、新規学卒者等

であることを確認できる書類（雇用契約書、応募書類等）の提出を求め、確認する。

さらに、中途採用率算定対象一覧（計画期間前）（様式第4号）に記載された算定対象者について、ハローワークシステム（助成金事務処理）における雇用形態が「3」（パートタイム）である者がいる場合は、雇用契約書の提出を求める等により確認する。

ニ 0302 a の措置を講じたものとして、中途採用拡大コースの支給（平成31年4月1日より前に提出された中途採用者の採用拡大に関する計画に係る労働移動支援助成金（中途採用拡大コース）の支給又は令和4年12月2日前に改正前の支給要領0302b「中途採用率拡大」に係る中途採用拡大コースを含む。）を受けたことがないこと（0303aト関係）

早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）支給台帳（様式第13号）（以下「支給台帳（様式第13号）」という。）、令和4年12月2日前に改正前の支給要領様式「中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）支給台帳（様式第26号）」及び労働移動支援助成金（中途採用拡大コース）支給台帳（令和2年3月31日付け職発0331第10号、雇均発0331第6号、開発0331第9号「雇用安定事業の実施等について」別添3-3-15「労働移動支援助成金（中途採用拡大コース）支給台帳」（様式第15号））により確認する。

ホ 常時雇用する労働者の数の確認（0303aト関係）

常時雇用する労働者の数は、次の(イ)及び(ロ)により確認すること。

(イ) 中途採用計画（変更）届（様式第1号）に記載されている人数を確認すること。

(ロ) 常時雇用する労働者数が300人以内である場合には、事業主から企業全体の被保険者数を申告させ、次のa及びbにより処理すること。ただし、常時雇用する労働者数が300人を大幅に下回ることが明らかな場合は、この限りでない。

a 被保険者数について300人以内であることが確認される場合には、常時雇用する労働者数についての確認行為は要しないこと。この場合において、被保険者数についての確認は、「雇用保険適用事業所台帳」「雇用保険被保険者台帳」（他の公共職業安定所の管轄に係る部分については、「被保険者資格得喪の確認通知書」等の提示を求める。）、ハローワークシステム等により行うこと。

b 被保険者数が300人を超えるときは、被保険者数と常時雇用する労働者数との差について事業主に疎明を求め、その疎明された限度において、当該被保険者数から疎明のあった常時雇用する労働者に該当しない者の数を差し引いた人数により常時雇用する労働者数を判定すること。

ホ 中途採用の情報を公表する義務を履行している事業主であることの確認（常時雇用する労働者の数が300人以内の事業主は除く。）（0303aト関係）

ニにより確認した常時雇用する労働者数が300人を超えている場合は、中途採用に係る情報公表の義務の履行状況について、中途採用計画書（様式第3号）の4欄にて、以下の(イ)～(ロ)を確認する。

(イ) 公表手段

中途採用に係る情報公表を行う手段がインターネットの利用その他の方法であることを、4欄②及び0502aへの添付書類により確認すること。

(ロ) 中途採用率の公表の確認

4 欄③及び0502aへの添付書類により確認すること。

0602a 中途採用計画の確認（共通）

イ 対象中途採用者に係る雇用管理制度を整備するものであることの確認（0304aイ関係）

対象中途採用者について、0204の雇用管理制度を整備するものであり、当該雇用管理制度（募集・採用を除く。）が新規学卒者等に適用される制度と同一のものであることについては、中途採用計画書（様式第3号）の3②及び3③欄（電子申請の場合は中途採用計画届）により確認する。

なお、当該職種で採用された新規学卒者等がいる場合であって、中途採用計画書（様式第3号）の3③欄（電子申請の場合は中途採用計画届）で「同じ雇用管理制度の適用を受ける新規学卒者等が在籍していない」が選択されている場合は、本要件を満たさないものと取り扱う。

また、中途採用計画届等の提出時点前に対象中途採用者の雇用管理制度が整備されている場合は、0502 a ハ、0802aイについても併せて確認する。

ロ 中途採用の拡大の取組に係る計画を策定していることの確認（0304 a ロ関係）

中途採用計画（変更）届（様式第1号）及び中途採用計画書（様式第3号）により確認する。

なお、計画内容は次の(イ)及び(ロ)を踏まえて確認する。

(イ) 0304 a ロ「(ハ)採用時の評価方法」は、対象者について、経験・能力・適性等を踏まえて評価する旨が記載されていることを確認する。

(例) ・〇〇の資格、経験年数を踏まえて評価する。

(ロ) 0304 a ロ「(ト)採用後のモデルキャリア」は、中途採用者の採用後に辿る職歴等（モデルキャリア）が記載されていることを確認する。

(例) ○年後：店舗責任者、△年後：エリアマネージャー、□年後：統括責任者

0700 支給申請

0701a 支給申請の期限（共通）

中途採用拡大コースを受給しようとする事業主は、雇用保険適用事業所ごとに、0702a及び0702b（0302bの措置を講じた場合に限る。）の書類を、計画期間の終了日の翌日から起算して6か月経過する日の翌日から2か月以内に管轄労働局長に提出しなければならない。

0702a 支給申請書等（共通）

中途採用拡大コースの支給申請に必要な書類は次のイ～へとおりである。

イ 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）支給申請書（様式第7号）（以下「支給申請書（様式第7号）」という。）（電子申請の場合は支給申請書。以下同じ。）

ロ 対象中途採用者に適用される雇用管理制度が確認できる書類（採用規程、就業規則、賃金規程、人事評価規程等）（計画期間中に対象中途採用者の雇用管理制度を整備した場合に限る。）

ハ 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）中途採用率算定対象一覧（計画期間）（様式第8号）（以下「中途採用率算定対象一覧（計画期間）（様式第8号）」という。）（電子申請の場合は対象労働者一覧。以下同じ。）

ニ 0301の支給対象者ごとの次の書類

(イ) 雇用契約書（写）又は雇入れ通知書（写）等、雇入れ日と期間の定めのない労働契約を締結する労働者として雇用されていることがわかる書類

(ロ) 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）支給対象者雇用状況等申立書（様式第9号）（以下「雇用状況等申立書（様式第9号）」という。）

(ハ) 支給対象者の雇入れ日から支給申請日までの間の、支給対象者に支払われた賃金が手当ごとに区分された賃金台帳又は船員報酬支払簿若しくはその写し（支払い期日が到来していない月を除く。）

(ニ) 支給対象者の雇入れ日の属する月の出勤簿等

ホ 支給要件確認申立書（共通要領様式第1号）（電子申請の場合を除く。）

ヘ その他管轄労働局長が必要と認める書類

0702b 支給申請書等（45歳以上の中途採用率の拡大）

0702aに加え、次のイ及びロに定める書類を添付する。

ただし、支給申請時点において、支給対象者の雇入れから最初に到来する賃金支払日以降6か月間の賃金のうち、賃金支払日が到達していない賃金がある場合には、賃金支払日が到達しているものであって、支払が完了した賃金のみが記載された賃金台帳又は船員報酬支払簿若しくはその写し並びに雇用状況等申立書（様式第9号）を、支給申請時に提出して差し支えないこととする。

この場合において、不足分の賃金台帳又は船員報酬支払簿若しくはその写し並びに雇用状況等申立書（様式第9号）は、賃金支払日が到達し、実際に支払いが完了した後、速やかに提出することができることとする。

イ 45歳以上支給対象者について、雇入れ前に雇用されていた直近の事業所における離職前6か月間のうちいずれかの賃金支払日における毎月決まって支払われる賃金を確認する書類として、次の(イ)～(ホ)までのいずれかの書類を添付すること。（本人から同意があった場合に限る。）ただし、本人が提出に同意せず、いずれの書類も添付できない場合は、添付しないことも可能とする。

(イ) 再就職援助計画対象労働者証明書（労働施策総合推進法第24条第1項に基づく再就職援助計画に係る対象労働者に対して交付されるもの）

雇入れ前の賃金が記載されているものであること。

(ロ) 給与明細等

雇入れ前6か月間のうち連続する2か月間の給与明細等であること。

(ハ) 退職時等の証明（労働基準法第22条第1項の請求に基づき交付されるもの）

雇入れ前の賃金が記載されているものであること。

また、退職時等の証明について、本人が雇入れ前事業所に対する請求を労働局又はハローワークに代理を希望した場合に限り、労働局又はハローワークが当該本人に代わって当該雇入れ前事業所へ請求することも可とし、当該請求により雇入れ前事業所から提出された退職時等の証明（賃金が記載されたものに限る。）を雇入れ前の賃金

を確認する書類として扱って差し支えない。

- (ニ) 雇用保険被保険者離職票（雇用保険法施行規則第7条に基づき交付されるもの）
離職日の直近の完全月の賃金が記載されたものであること。
- (ホ) 雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則第17条の2に規定するもの）
雇入れ前の事業所における雇用保険受給資格者証であって、離職時賃金日額が記載されたものであること。
- ロ 45歳以上支給対象者について、雇入れ後に初めて到来する賃金支払日以降6か月間すべての月における毎月決まって支払われる賃金を手当ごとに区分させた賃金台帳又は船員報酬支払簿若しくはその写しを添付すること。ただし、0702aニ(ハ)により添付した書類が上記書類と同様の場合は不要とする。

0703a 支給申請書の受理（共通）

管轄労働局長は、支給申請書が提出されたときは、次のイ～ハについて確認の上受理し、0800の各事項に留意して、これを審査するものとする。

- イ 支給申請期間内に提出されていること。
- ロ 所要の事項が記載されていること。
- ハ 所要の添付書類が添付されていること。

0800 支給要件の確認

0801a 支給対象者に該当することの確認（共通）

0301aイ～ホについては、以下により確認すること。

なお、不明な点がある場合には、必要な書類の提出若しくは提示を求め、又は必要に応じて事業主からの事情聴取、実地調査等を行うこと。

イ 中途採用者として雇い入れられた者であること（0301aイ関係）

ハローワークシステム（助成金事務処理）の「31620 一般助成金支給要件照会」により、「取得原因」が「2新規（その他）」であること及び雇用状況等申立書（様式第9号）の（1）7欄により確認する。

ロ 一般被保険者等として雇い入れられた者であること（0301aロ関係）

ハローワークシステム（助成金事務処理）の「31620 一般助成金支給要件照会」により確認する。

ハ 期間の定めのない労働契約を締結する労働者（パートタイム労働者を除く。）として雇い入れられた者であること（0301aハ関係）

雇用契約書（写）又は雇入れ通知書（写）等及びハローワークシステム（助成金事務処理）の「31620 一般助成金支給要件照会」により「雇用形態」が「7」（その他）であることを確認する。

ニ 雇入れ日の前日から起算して1年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日において、雇用関係、出向、派遣、請負又は委任により申請事業主の事業所において就労したことのない者であること（0301aニ関係）

雇用状況等申立書（様式第9号）の（2）1欄及びハローワークシステム（雇用保険事務処理）により確認する。

ホ 雇入れ日の前日から起算して1年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれ

かの日に雇用されていた事業主と申請事業主との関係が、資本的・経済的・組織的関連性等からみて密接な関係にないことの確認(0301aホ関係)

雇用状況等申立書(様式第9号)の(2)2欄により確認する。

0801b 45歳以上支給対象者に該当することの確認(45歳以上の中途採用率の拡大)

雇入れ時の年齢が45歳以上であることの確認(0301b関係)

雇入れ時の年齢が45歳以上であることを、雇用状況等申立書(様式第9号)の(1)4欄及びハローワークシステム(助成金事務処理)の「31620 一般助成金支給要件照会」により確認する。

0802a 支給対象措置に該当することの確認(共通)

支給対象事業主に該当する申請事業主が実施した措置が支給対象措置に該当していることについて、以下によって確認する。

なお、不明な点がある場合には、必要な書類の提出若しくは提示を求め、又は必要に応じて事業主からの事情聴取、実地調査等を行う。この場合において、特に、当該事業主の過去における雇用の実績等から判断して支給対象者の雇用継続の確実性について問題があると認められるときは、慎重な審査を行うものとする。

イ 対象中途採用者に適用される雇用管理制度を整備するための計画を策定し、0304aの計画期間中に当該制度を整備したことの確認(0302aイ関係)

対象中途採用者に適用される雇用管理制度が確認できる書類(採用規程、就業規則、賃金規程等)により確認する。

ロ 中途採用者の採用拡大に係る取組に係る計画を策定し、計画期間中に達成したことの確認(0302aロ関係)

支給申請書(様式第7号)により確認する。

ハ 中途採用計画届等を雇入れを行った事業所の所在地を管轄する管轄労働局長に提出していることの確認(0302aハ関係)(電子申請の場合を除く。)

支給申請書(様式第7号)の「2(1)中途採用計画受理番号」欄により確認する。

ニ 計画期間中に雇い入れた支給対象者を、支給決定日までに事業主都合により解雇等(退職勧奨を含む。)していないことの確認(0302aニ関係)

ハローワークシステム(助成金事務処理)の「31620 一般助成金支給要件照会」により確認する。

ホ 中途採用率が上昇していることの確認(0302aホ・ヘ関係)

支給対象者を2人以上雇用したこと及び中途採用率(計画期間中)と計画期間の初日の前日以前3年間の中途採用率(計画期間前)の差(中途採用率拡大目標値)が20ポイント以上であることについては、中途採用率算定対象一覧(計画期間)(様式第8号)及びハローワークシステム(助成金事務処理)の「31620 一般助成金支給要件照会」により確認する。

なお、中途採用率算定対象一覧(計画期間)(様式第8号)に記載された算定対象者について、ハローワークシステムにおける雇用形態が「3」(パートタイム)である者がいる場合は、雇用契約書の提出を求める等により確認する(支給対象者以外の者については、雇用契約書の提出を求めた上で確認する。)

へ 支給対象者のうち、雇入れ日から起算して6か月を経過する日までに離職した者の割合が20%未満であることの確認（0302aト関係）

中途採用率算定対象一覧（計画期間）（様式第8号）及びハローワークシステム（助成金事務処理）の「31620 一般助成金支給要件照会」により確認する。

0802b 支給対象措置に該当することの確認（45歳以上の中途採用率の拡大）

イ 計画期間中に、雇入れ日において45歳以上中途採用拡大率目標値以上であることの確認（0302bイ関係）

ハローワークシステム（助成金事務処理）の「31620 一般助成金支給要件照会」、支給申請書（様式第7号）、中途採用率算定対象一覧（計画期間）（様式第8号）、雇用状況等申立書（様式第9号）及び雇用契約書（写）又は雇入れ通知書（写）等により確認する。

ロ 支給申請日時点で、全ての45歳以上支給対象者について雇入れ前に雇用されていた直近の事業所における離職前6か月間のうちいずれかの賃金支払日における毎月決まって支払われる賃金と雇入れ後に初めて到来する賃金支払日以降6か月間すべての月における毎月決まって支払われる賃金を比較して5%以上上昇していることの確認（0302bロ関係）

支給申請書（様式第7号）、中途採用率算定対象一覧（計画期間）（様式第8号）、雇用状況等申立書（様式第9号）及び0702bに定める書類により確認する。なお、0702bに定める書類は次の(イ)及び(ロ)により確認する。また、0302bロのただし書きに該当しないことについては、雇用状況等申立書（様式第9号）及び賃金台帳又はその写しにより確認の上、必要に応じて事業主からの事情聴取等により確認する。なお、雇用状況等申立書（様式第9号）の13欄及び14欄に記載された賃金が、0302bロのまた書きにより算出した毎月決まって支払われる賃金である場合は次の(ハ)により確認する。

(イ) 雇入れ前の賃金

a 再就職援助計画対象労働者証明書

雇入れ前の賃金が記載されている場合、当該賃金を毎月決まって支払われる賃金とする。

b 給与明細等

雇入れ前事業所の離職前6か月間のうち連続する2か月間の給与明細等において、両月に計上されているものを毎月決まって支払われる賃金とする。なお、毎月決まって支払われないとみなされるもの（超過勤務手当、休日手当等）や明らかに労働と直接関わりがないもの（通勤手当、住居手当等）は除くこととする。

また、これらの期間では毎月決まって支払われる賃金が確認できない場合、基本的にはb以外の書類で確認することとし、本人の更なる同意があった場合に限り、当該期間に加えて追加で求めることも可とする。

c 退職時の証明

雇入れ前の賃金が記載されている場合、当該賃金を毎月決まって支払われる賃金とする。なお、毎月決まって支払われる賃金が確認できない場合、基本的にはc以外の書類で確認することとする。

d 雇用保険被保険者離職票

離職日の直近の完全月を毎月決まって支払われる賃金とする。なお、直近の完全月において賃金支払日が到来しておらず金額が確定していない場合、基本的にはd以外の書類で確認することとし、本人の更なる同意があった場合に限り、完全月の金額の補正を求めることも可とする。

e 雇用保険受給資格者証

「離職時賃金日額」欄に記載された額に30を乗じて得られた額を毎月決まって支払われる賃金とする。なお、雇入れ前の事業所以外のものである場合、基本的にはe以外の書類で確認することとする。

(ロ) 雇入れ後の賃金

45歳以上支給対象者について、雇入れ後に初めて到来する賃金支払日以降6か月間の各月に毎月決まって支払われる賃金を手当ごとに区分させた賃金台帳又は船員報酬支払簿若しくはその写しを確認すること。

(ハ) 0302bロのまた書きにより算出した賃金の確認

0302bロのまた書きの規定により算出された金額であることを、雇用状況等申立書(様式第9号)、支給申請日の属する年度の「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)」(平均賃金通達別添2)、「職業安定業務統計による地域指数」(平均賃金通達別添3)により確認する。

0803a 支給対象事業主に該当することの確認(共通)

申請事業主が、0303aの支給対象事業主の要件に該当していることについては、以下によって確認する。なお、不明な点がある場合には、必要な書類の提出若しくは提示を求め、又は必要な調査を行うこと。

イ 支給対象者に対する賃金を支払期日を超えて、又は支給申請を行うまでに支払っていない事業主でないことの確認(0303aイ関係)

支給申請に併せて提出又は提示される賃金台帳又は船員報酬支払簿(その写しを含む。)により、支給申請時点において賃金が支払われていることを確認する。

支給申請の時点で支払期日までに支払われていない場合には、支給申請期間末日まで支給要件判定を保留し、当該賃金の支払いを行うよう事業主を指導し、支払われない場合には不支給要件に該当するものとする。

なお、支給申請期間に賃金支払日が到達していないものについては、確認を要さない。

ロ 中途採用計画を作成した事業所において必要書類を整備、保管していることの確認(0303aロ関係)

支給申請書を受理する際に行い、事業主に対して必要な指導を行う。

ハ 中途採用計画届等の提出の日の前日から起算して6か月前の日から支給申請書の提出日までの間に、事業主都合による解雇者がおらず、特定受給資格者となる理由による離職が一定以上ないことの確認(0303aハ・ニ関係)

支給申請書(様式第7号)の6欄及びハローワークシステム(助成金事務処理)により確認する。

0900 支給決定

0901 支給決定通知

管轄労働局長は、「第1 共通要領」0600により支給・不支給を決定したときは、支給（不支給）決定通知書（様式第10号）（電子申請の場合は「支給決定通知書」又は「不支給決定通知書」）により申請事業主に通知すること。

0902 支給決定取消通知

管轄労働局長は、「第1 共通要領」0800により支給の取消しを行ったときは、中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）支給決定取消及び返還通知書（様式第11号）（電子申請の場合は「支給決定取消及び返還通知書」）により申請事業主に通知すること。

0903 支給決定台帳への記入及び書類の保管

管轄労働局長は、助成金の支給・不支給の決定又はその取消しを行ったときは、その決定又は取消し後、支給台帳（様式第12号）に所要事項を記載するとともに、支給申請書（正本）、通知した支給（不支給）決定通知書の写しその他の関係書類を保管すること。

1000 委任

1001 公共職業安定所長への業務の委任

管轄労働局長は、0503a及び0600～0900に係る業務の全部又は一部を、その指揮監督する安定所長に行わせることができることとする。

1100 附則

1101 施行期日

イ 本要領は、平成31年4月1日から施行する。

ロ 令和元年9月27日付け職発0927第1号、雇均発0927第1号、開発0927第1号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和元年10月1日から施行する。

ハ 令和2年3月31日付け職発0331第10号、雇均発0331第6号、開発0331第9号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和2年4月1日から施行する。

ニ 令和2年12月25日付け職発1225第4号、雇均発1225第1号、開発1225第17号「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」による改正は、令和2年12月25日から施行する。

なお、当分の間、令和2年12月25日付け職発1225第4号、雇均発1225第1号、開発1225第17号「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」によって改正された「第2 助成金別要領 3(1) 中途採用拡大コース」の様式については、当該改正前の様式でも受理するものとする。

ホ 令和3年3月31日付け職発0331第25号・雇均発0331第5号・開発0331第6号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和3年4月1日から施行する。

ヘ 令和4年3月31日付け職発0331第55号・雇均発0331第12号・開発0331第44号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和4年4月1日から施行する。

ト 令和4年7月21日付け職発0721第15号、雇均発0721第3号、開発0721第5号「登記情報連携システムの利用に係る関係通達の改正について」は令和4年8月1日から施行する。

チ 令和4年12月2日付け職発1202第1号、雇均発1202第1号、開発1202第5号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和4年12月2日から施行する。

- リ 令和5年3月31日付け職発0331第14号、雇均発0331第2号、開発0331第2号「雇用安定事業の実施等について」による改正は令和5年4月1日から施行する。
- ヌ 令和5年6月23日付け職発0623第1号、雇均発0623第1号、開発0623第1号「雇用安定事業の実施等について」による改正は令和5年6月26日から施行する。
- ル 令和6年3月29日付け職発0329第8号、雇均発0329第7号、開発0329第4号「雇用安定事業の実施等について」による改正は令和6年4月1日から施行する。

1102 経過措置

- イ 令和元年10月1日より前に提出された中途採用計画に係る中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）の支給については、なお従前の例による。
- ロ 令和2年4月1日より前に提出された中途採用計画に係る中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）の支給については、なお従前の例による。
- ハ 令和3年4月1日より前に提出された中途採用計画に係る中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）の支給については、なお従前の例による。
- ニ 令和4年4月1日より前に提出された中途採用計画に係る中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）の支給については、なお従前の例による。
- ホ 令和4年12月2日より前に提出された中途採用計画に係る中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）の支給については、なお従前の例による。
- ヘ 令和5年6月26日より前に提出された中途採用計画に係る中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）の支給については、なお従前の例による。ただし、0302aニ及び0303aニの規定については、施行日以降の支給決定から適用する。
- ト 令和6年4月1日より前に提出された中途採用計画に係る中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）の支給については、なお従前の例による。

【参考】様式一覧

- 様式第1号 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）中途採用計画（変更）届
- 様式第2号 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）中途採用計画（変更）届不受理通知書
- 様式第3号 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）中途採用計画
- 様式第4号 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）中途採用率算定対象一覧（計画期間前）
- 様式第5号 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）中途採用計画取下げ届
- 様式第6号 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）中途採用計画取下げ届受理通知書
- 様式第7号 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）支給申請書
- 様式第8号 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）中途採用率算定対象一覧（計画期間）
- 様式第9号 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）支給対象者雇用状況等申立書
- 様式第10号 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）支給（不支給）決定通知書
- 様式第11号 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）支給決定取消及び返還通知書
- 様式第12号 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）支給台帳